

障害保健福祉推進室に配置している移動型ヒアリンググループの貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内にて開催する会議や行事等において、補聴器を使用される難聴の方や音声が聞こえづらくなった高齢の方などへの聞こえの支援のため、障害保健福祉推進室に配置している移動型ヒアリンググループ（以下「ヒアリンググループ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 ヒアリンググループの貸出しの対象は、次の各号に掲げるものとする。ただし、いずれも京都市内で使用する場合に限る。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 本市の区域外に住所を有する者のうち、本市の区域内に在する学校、官公署、会社等に在学又は在職する者
- (3) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する企業、団体等

(申請及び期間)

第3条 ヒアリンググループの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、貸出しを受けようとする日の3日前（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（以下「閉庁日」という。）は当該期間に算入しない。）までに、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室ヒアリンググループ貸出許可申請書により、市長に申請するものとする。

- 2 ヒアリンググループの貸出期間は、連続8日間を限度とする。ただし、貸出期間の末日が閉庁日に当たるときは、その翌閉庁日を貸出期間の末日とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、貸出しが重複しない場合であって、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(許可)

第4条 市長は、ヒアリンググループの貸出しを許可したときは、京都市保健福祉局障害保健福祉推進室ヒアリンググループ貸出許可書により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出しを許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、善良な風俗を害するおそれがあるとき
- (2) 専ら営利行為に利用されるおそれがあるとき
- (3) 専ら政治活動に利用されるおそれがあるとき
- (4) 専ら宗教活動に利用されるおそれがあるとき
- (5) その他市長が適当でないと認めるとき

(条件)

第5条 貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を貸出しの条件として遵守しなければならない。

- (1) ヒアリンググループを常に良好な状態で保管するとともに、ヒアリンググループの特性に配慮

した管理に努めること

- (2) ヒアリンググループを転貸し、譲渡し、又は担保に供しないこと
- (3) ヒアリンググループを使用目的以外の用途に使用しないこと
- (4) ヒアリンググループを亡失又は損傷しないように使用すること
- (5) ヒアリンググループを貸出期間満了の日までに返納すること

(取消し等)

第6条 市長は、使用者の行為が、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出期間中であつても、貸出しの許可を取り消し、若しくは、その貸出しを制限又は停止することができる。

- (1) この要綱に定める事項又は貸出条件に違反したとき
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により貸出しの許可を受けた事実が明らかになったとき
- (3) その他公用又は管理上の都合により、市長が特に必要と認めたとき

(費用)

第7条 ヒアリンググループの貸出しは、無料とする。ただし、ヒアリンググループの運搬及び貸出期間中の維持管理に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(損傷等の報告及び損害賠償)

第8条 使用者は、ヒアリンググループを亡失又は損傷したときは、速やかに、市長に報告しなければならない。

- 2 使用者は、その責めに帰すべき事由によってヒアリンググループを亡失又は損傷したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の賠償の方法及び額は、市長が決定する。
- 4 ヒアリンググループの使用により、使用者が被った被害及び使用者が第三者に与えた損害に関しては、使用者がその責任を負うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は障害保健福祉推進室長が定める。

附 則

この要綱は、決定日から施行する。